

離職者の居住安定確保に向けた県営住宅の活用についての実施要領

令和3年4月1日

1. 目的

平成20年9月のリーマンブラザーズ倒産をきっかけとした世界同時不況により、失業と同時に社宅等の明け渡しを求められ、住む場所を失うこととなった方に対し、生活環境の激変緩和と再就職活動の支援のため、県営住宅本来の目的を阻害しない範囲において県営住宅の提供を行います。

2. 対象者

- ① 県内事業所で就業している、又は、就業していた方
- ② 平成20年10月1日以降に解雇通知を受けている方
- ③ 解雇等と同時に社宅等の明け渡しの期限を定められたうえで求められている方
- ④ 再就職活動を行っている方

3. 対象住宅

所在地	団地名	住戸タイプ	戸数
伊予市	新川団地	2DK	1戸
今治市	美須賀団地	2K・2DK	3戸
計			4戸

4. 受付期間等

～令和4年3月末日まで

※ただし、申込者が対象住宅戸数に達した時点で受付を終了します。

5. 入居順位・入居時期

申込受付順に、住宅の受入準備が整い次第入居許可を行います。

6. 申込書等

- ア) 住宅一時使用許可申請書
- イ) 現住所の地図
- ウ) 雇用主からの解雇等通知書（様式自由）
- エ) 雇用主からの社宅等明け渡し通知書（様式自由）
- オ) 就職活動を行っていることを証明できる書類
（離職票、離職票が無い場合には求職登録証明書等）

7. 許可条件等

- ア) 使用可能期間：原則1年以内
- イ) 使用料：月額2,500円～4,000円程度
- ウ) 敷金、連帯保証人：不要